



# 浪江宣言

13・03

## 3. 浪江町一協働復興まちづくりのための10提言

---

昨年 8 月に発表した 24 のプロジェクトを含め、協働復興まちづくりを実現するためには、現在の法制度や支援の仕組みなどでは、全く不十分です。2 万人を超える浪江民が、住む場所と生活の基盤を奪われ、役場や公共機関と共に故郷の外に長期にわたり避難するという事態は全く想定されてもいないし、現在でもまだきちんとその意味が認識されていないのが現実です。2012 年 8 月に続き、本報告書で示しているような、生活と浪江町民が故郷を再建するために最低限必要と考えるビジョンやプロジェクトを実現するために、国や県、そして浪江町が法制度、条例や支援の仕組みを整えることが肝要です。それらを取りまとめた 10 項目をここでは暫定的な案として提言いたします。関係機関にはこれを参考に早急な実施に向けて検討をお願いいたします。

## 提言 1 避難先自治体に避難者が安定して暮らすことのできる「町外コミュニティ」を実現するために、多様な復興公営住宅建設を可能にする支援制度、特例処置を求めます。

被災自治体が中通り地域などに復興公営住宅を整備するのは県営住宅として供給されることが現状で進められています。これに加え、より地域の実情に適合したきめの細かい復興住宅の建設のためには、被災自治体自らが避難先で復興公営住宅を建設することが求められています。(あるいは、将来の住宅の移管も含めて、避難先自治体と協働での建設もあり得ます。)しかし、建設時の 8 分の 1 負担や、帰還後の長期的な維持管理に関する課題も多くあります。これに対処するため、まちづくり会社や地元建設業、都市再生機構の参画などで事業代行することなど、推進・誘導する支援制度を設けることが必要です。

長期にわたる広域避難は多様な生活スタイル、広い意味での家族の在り方、暮らし方の多様性が求められます。もともと、豊かな生活を享受していた沿岸部の避難住民は公営住宅の枠にとらわれない居住条件と、この事態に家族や親しい人たちが支え合って暮らす生活の姿を必要としています。このような多様な暮らしを可能とするように例えば、職住、商業やサービス機能・公共施設が一体となった公営住宅や、複数の家族と一緒に暮らす「コレクティブハウス型公営住宅」、3 世代居住・複数世帯の近接居住を復興公営住宅の枠を超えて必要とされています。また、県内での低線量汚染を危惧する幼児を持った親にとっては、県外の放射線量の全く心配のない地域に仮の町・町外コミュニティを望んでいます。

このように、長期にわたり広域に分散居住を余儀なくされている現状に対処するため、特例処置、あるいは制度改正、そして多様な支援制度が緊急に必要とされており、これらを早急に整備することを提案します。

### 具体的な提案

- 1-1 公営住宅の行政域外建設の特例と支援制度の確立
- 1-2 多様な暮らし方を可能とする公営住宅計画・供給方法を自治体の判断に委ねる抜本的な緩和処置
- 1-3 公営住宅をまちづくり会社などと共同建設・共同運営する仕組みの創設

**提言2 当面使用し続けることになる仮設住宅団地を、周辺未利用地などの活用により、抜本的な生活・居住環境の整備を早急に進めることを提案します。**

現在の仮設住宅用地で、継続的に利用できるものと、3年程度の期限で返還するものを早急に区分して、長期に使用できる仮設住宅用地及びその周辺の未利用地を活用し、復興公営住宅、高齢者施設を立地させ、一体で循環型の土地利用をしながら住環境の整備を実現することが必要です。

同時に、性能の良い継続使用の可能な仮設住宅は、設備の改善、増築、間取りの格調・改善を早急に進めることが必要です。

こうして、一団地の復興公営住宅の建設と共に、帰還までの安定した居住を可能にする仮設団地拡充型町外コミュニティを整備するため、避難先自治体、浪江町、福島県等が緊密な連携のもとで、仮設住宅自治会、地元の住民組織等と協力して、具体的で明確な計画を早急に立案することを提案します。

#### 具体的な提案

- 2-1 桑折仮設団地及びその周辺等、先進モデルケース整備の早期着手
- 2-2 浪江町は、桑折町と交わしたような協定を受け入れ自治体と取り交わし、おのおのの仮設住宅団地と周辺整備に関する具体的な計画の立案
- 2-3 県と地元自治体、避難自治体が協議会をつくり、具体的な計画を立案し、事業化すること

**提言3 町外・町内コミュニティを統合する多様な移動サービスのための規制緩和と支援制度の実現を提案します。**

日常生活に不可欠な買い物や通院、仮設住宅間の往来、今後の帰還等の移動について、コミュニティの形成・維持に役立つ、生活支援型の移動サービスを、民間事業者や住民主体で提供できるように、道路運送法の緩和と財政支援、及び帰還準備のためのバスや乗合タクシー等への財政支援などの制度を整えることを提案します。

避難先では、以前のような徒歩や家族の送迎による買い物や通院が困難となっています。買い物を支援するバス等も運行されていますが、家族による送迎のような、担い手もまた住民である生活支援型の移動サービスが必要です。このようなサービスにより、生活支援を拡充し、避難住民の安心感、精神的なケアを実現し、コミュニティの形成・維持に大きな役割が期待できます。また、今後見込まれる避難指示解除準備区域への一時帰宅や本格帰還のための準備、墓参り等においても精神的なケアも含めた生活支援型移動サービスが不可欠です。

しかし現状では、住民参加による移動サービスであっても道路運送法などの規制が厳しく、しかも財政的に実施継続が難しい状況にあります。

このような事態を改善するため、住民参加の生活支援型移動サービスを登録して行うための要件を緩和し手続きを簡素化、もしくは登録等を不要とする規制緩和が必要です。さらに、生活支援型移動サービスの車両の確保や運転者の確保、運営のために、財政的

な支援も重要です。また、帰還準備のために避難先と避難指示解除準備区域内を結ぶバスや乗合タクシーに対しても財政的な支援が必要になります。

#### 具体的な提案

- 3-1 広域分散避難コミュニティのための移動の権利を守る包括支援策
- 3-2 道路運送法の緩和特例の実施
- 3-3 生活支援移動サービス事業の要件緩和

#### 提言4 分散する仮設住宅や様々な施設をネットワークで繋ぐ情報システムを拡充するための支援制度を提案します。

現在、浪江町では避難先の町民に情報端末を貸与し、行政サービスや市民活動に関する様々なお知らせを逐次送信し常時それらに触れることができるようになっています。このような最低限の情報サービスに加えて、住民からの様々な要望や疑問、情報交換の要望などに対応し、双方向の情報のやりとりと集約・公開などを進めることが、分散居住を強いられている住民にとって様々な活動交流の機会を得て生活の質を向上するために欠かすことができません。また、見守りサービスを質高く維持し、移動サービスを円滑に運営するためにも欠かすことができません。

現在、「まちづくり NPO 新町なみえ」では、システムとコンテンツの検討を小規模な社会実験により進め、システム開発を急いでいますが、これにあわせて、情報端末の広範囲への貸与、無料の Wi-Fi 拠点の整備などが必要です。

#### 具体的な提案

- 4-1 情報端末の希望者への貸与制度および研修制度
- 4-2 仮設住宅団地内、及び復興拠点での無料 Wi-Fi の設置

#### 提言5 被災者と避難先自治体・市民が協働して復興拠点を整備する「協働復興街区」のための特例措置を提案します。

原発事故で避難を余儀なくされている被災者で、地域コミュニティや特定の商圈に依存していた事業者の事業再開が極めて困難な事態にあります。しかし避難先での個別商店の再開は、地元の商業秩序の混乱を招くなどの危惧があります。受け入れ地域と被災地の事業者が協働して、ある特定の地域で共存する協働復興コミュニティを形成するとともに、復興公営住宅や福祉・介護施設、生活支援センターなどを集積させ、避難している事業者や福祉事業者と、避難先の事業者や地権者が協働してコミュニティ復興の拠点を形成することは、双方に大きなメリットがあります。

特に、早期の商業の再開や福祉施設の整備、また高齢者が歩いて暮らせる町としてこのような拠点を整備することは、分散して暮らす避難者のコミュニティの拠点を形成するためにも、極めて重要です。

しかし、通常の経済活動として自主的にこのような拠点を形成するためには多くの困難があります。このような、「協働復興コミュニティ拠点」を迅速に、かつ円滑に進める

ための支援制度と特定措置を整備することを提案します。

#### 具体的な提案

- 5-1 復興公営住宅と商業施設、公共施設などの合築を一括して支援する特例制度
- 5-2 協働復興コミュニティ拠点の整備のための長期にわたる強力な財政支援措置
- 5-3 グループ補助金制度を「協働復興コミュニティ拠点」形成に使用する特例
- 5-4 専門家が集中して支援できるような特段の専門家派遣制度

**提言6 帰還の拠点としての「町内の仮の町」を実現のための支援制度、例えば一時居住を可能にする法的対応を提案します。**

例えば浪江町の海沿いの北東に位置する台地は、放射能の空間線量が低く、気候も温暖で高齢者の居住には優れた条件があります。ここに、浪江町の帰還のための拠点として、避難指示解除以前に一時居住の施設を望む高齢者や関係者の声が聞かれています。

現時点では、避難指示解除準備区域であっても最低で5年間は夜間に滞在する事ができず、日帰りの一時帰宅だけが認められています。このような場所に、避難指示解除以前に高齢者が短期滞在、ショートステイできる施設を早急に整備し、将来的には、これを恒久的な居住が可能とする施設にしたいと考えます。避難指示解除準備区域内に、一時居住ができる高齢者の帰還準備施設の立地を可能にする特例が認められればこれらを実現することができます。

このような対応により、浪江町のまちなかに短期滞在型の仮の町の建設が早急に開始できる様に制度を整えるとともに、このような施設を公的支援のもとで整備することを提案します。

#### 具体的な提案

- 6-1 避難指示解除準備地域における十分な帰還準備活動のための制度改革
- 6-2 避難指示解除後の円滑な帰還のために建設される復興公営住宅の柔軟な使用のための規制緩和
- 6-3 円滑な帰還準備のための先行的な復興公営住宅の建設

**提言7 特に大きな精神的・心理的・肉体的な影響を受けている高齢者、子ども達に対して、福祉制度の枠を超えた施策、例えば、放射線の影響のない安全な場所に短期居住が可能な健康増進施設の設置制度を提案します。**

原発被災地ではふるさとでの居住が制限され、長期にわたる分散居住が強いられています。このことで、高齢者や学童・生徒に対する健康、精神面での負担が極度に大きくなっています。例えば、ショートステイ・デイケアセンターと、ケア付きの高齢者施設・特別養護老人ホーム等との中間的な施設を可能にして、温泉や緑豊かな自然の中、放射線量の低い「故郷（ふるさと）の地」等で、短期間、ゆったり過ごす場を交代で利用できるようにするなどにより、精神的・肉体的なストレスの緩和に大いに役立つはずです。

ふるさとを奪われた高齢者には、短期の滞在によりふるさとでの生活を思い出し、本格帰還のための準備や先祖の墓参り、自宅の庭や住まいの手入れ、あるいは町や公共施設・農地の環境の維持のために貢献したいと願っている人が少なくありません。このような活動の拠点として短期滞在が可能な帰還準備・健康増進施設を低線量のふるさとの町に準備できるよう、仕組みを整えることを提案します。

上記のことは、児童・生徒にも同様で、短期の集団疎開学校を設け、低線量地域から一時的に離れることは、児童・学童・生徒のあらゆる面での健康維持にとって極めて大きな効果があります。これを可能にするため、放射線量の全く心配のない地域の、利用されていない学校施設を、受け入れ自治体・市民とともに活用し、短期の集団移住（疎開）支援制度を設けることを提案します。（特に浪江町の若年層は事故直後の情報開示の不徹底により、ヨウ素による被爆を受けている恐れがあり、特にこのような施設が重要です。

#### 具体的な提案

- 7-1 短中期滞在型健康増進高齢者施設の設置、及び制度化
- 7-2 短中期一括集団移転学校の設置支援、及び制度化
- 7-3 上記を含んだ長期広域避難者への包括的福祉事業の特例制度

**提言8 安定した避難生活と円滑な避難者支援ための正副・二重住民登録制度の特例としての実現を提案します。**

浪江町民は避難先での長期にわたる生活を継続的に続けなければなりません。住民登録や納税は元の浪江町が行いながら行政サービスの多くを避難先の自治体に頼らざるを得ません。全く想定していなかった事態に直面しています。このような状態では、避難している町民が行政・公共サービスを十分に受けることができないばかりでなく、避難先自治体にも様々な負担がかかり、このような状況を解決する手立てとして、正副二重の住民登録を行って、これらの関係を整理することが必要です。

このことの必要性は様々に指摘されていますが、具体像は見えてきません。国は地元町村と避難民、受け入れ自治体と十分議論をしつつ、暫定的、時限的な特定として早急に法制度整備を進めることを強く提案します。

## 具体的な提案

- 8-1 二重の住民登録制度により行政サービスの選択性を確保する支援制度
- 8-2 ふるさと納税のインセンティブ制度
- 8-3 介護保険における住所特例制度的な仕組みの拡充

**提言9 原発被災地の補償対象となった土地(宅地・農地・山林)を、復興まちづくり・地域再生に有効に活用できるよう、まちづくり会社や公的機関による買い上げ、あるいは民事信託等で集約させる強制力のある制度の創設を提案します。**

原発被災地も避難指示解除準備区域が解除された後に、使用できる宅地の絶対量が不足して、特に海岸に近い高台などで地価の上昇や乱開発が起これかねません。これらを未然に防止するために、土地を集約し公共的な目的のために有効に活用できる体制をとることが、強く求められます。

また、避難指示解除準備区域での効果的な一括除染とその後の市街地復興のためには、公的主体の元で土地を一括管理して、除染と基盤整備、市街地復興を統括的に進めることが望まれます。

そのための、補償の対象となった全ての土地の個別の処分を制限し、まちづくり会社(あるいは、土地管理のための特定目的会社、土地公社)等に売却・信託することを義務づける法制化をします。

## 具体的な提案

- 9-1 公的機関による被災地の土地集約のための特別措置法の制定
- 9-2 町による土地公社などの設立、あるいは受け皿となるまちづくり会社を共同出資して設立する
- 9-3 町に対する賠償などを公的に活用するための受け皿の仕組みの整備

**提言10 浪江町協働復興まちづくり条例の制定を提案します。**

浪江町の長期にわたる復旧・復興まちづくりは行政任せでは達成できるものではなく市民の政府としての浪江町の自治体を中核として、町民や様々な組織、民間企業さらにはNPO等の非営利社会貢献法人などが連帯し、協働して進めてゆくことが求められています。しかし現在の地方自治法や様々なまちづくりに関する法制度では、このような多様な主体の役割をまちづくりに位置づけることが十分ではありません。

町民や自治組織、NPO法人、さらには企業や産業組織、まちづくり会社などを適切に法及び条例上に位置づけ、地域の総力を復旧・復興に向けて最大限に発揮できるよう、協働復興まちづくり条例を制定するよう、提言します。